

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社ケイエス
代表者及び住所 滋賀県草津市青地町714-2
代表取締役 山元 江里
2. 指名停止措置期間 : 令和5年6月1日から令和5年8月31日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 紀南河川国道事務所発注の「国道42号田辺管内区画線設置工事」の受注者である株式会社ケイエスが、契約内容の履行の求めに応じなかったため、当局発注工事が契約解除に至った。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社ケイエスが契約内容の履行の求めに応じなかったため、当局発注工事が契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦(内線 2511)

建設専門官 磯川 健一(内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社ケイエス
代表者及び住所 滋賀県草津市青地町714-2
代表取締役 山元 江里
2. 指名停止措置期間 : 令和5年6月1日から令和5年8月31日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 紀南河川国道事務所発注の「国道42号田辺管内交通安全対策他工事」の受注者である株式会社ケイエスが、契約内容の履行の求めに応じなかったため、当局発注工事が契約解除に至った。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社ケイエスが契約内容の履行の求めに応じなかったため、当局発注工事が契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一 (内線 2512)